

「群馬県立桐生特別支援学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止等のための取組に関する基本的な考え方

- (1) 本校では、児童生徒の心身の健全な発達を図り、児童生徒が安全に、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ防止のための適切な対策を講ずる。
- (2) 本校教職員は、いじめの未然防止に全力で取り組むとともに、いじめの兆候や発生を見逃さず、いじめを把握した際は、保護者、地域及び関係機関等と連携し、速やかに、組織的に対応する。
- (3) いじめは、どの児童生徒にも起こりうるという認識を全職員で共有し、学校経営・学級経営を行い、児童生徒が安心して学校生活を送れるようにする。朝の打ち合わせや職員会議、学部会等で日頃の児童生徒の情報を職員間で共有する。
- (4) 本校が目指す児童生徒像は、「明るく、仲良く、元気な子」であり、「いじめのない学校を作る」認識を全職員が共有して、日々の指導に当たる。児童生徒が、「笑顔輝く楽（学）校」を実感できるよう、児童生徒一人一人の実態を見取り、ニーズに添った指導支援を行う。

2 いじめ防止等のための組織

組織的かつ実効的な「いじめ防止委員会」を校務分掌に設置し位置付け、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応等を図る。

(1) 組織の構成員等

【構成員】

- 委員長 校長
- 委員 教頭、各部主事、教務主任、生徒指導主事、生徒指導係、養護教諭、該当学級担任、(必要に応じて相談支援部長)

(2) 活動の概要

- ①「いじめ防止委員会」は児童生徒の実態を把握する定例会を持ち、いじめの防止策の連絡、調整に当たる。いじめの兆候や発生が報告された場合には具体的な対策を考え、協議したことを各学部会及び職員会議等にて全教職員へ速やかに周知させる。
- ②「いじめ防止委員会」は、保護者・児童生徒・地域に対しいじめ根絶宣言を行うとともに、「群馬県立桐生特別支援学校いじめ防止基本方針」について説明する。
 - 児童生徒に対し全校集会等の折に、児童生徒に「いじめは×」の講話を行い、啓発に努める。
 - 保護者に対し、PTA総会やPTA拡大委員会等で、本校のいじめのとりえ方及びいじめ防止の取組について話をする。
 - 地域に対し公民館運営委員会及び学校評議員会等で、本校のいじめのとりえ方及びいじめ防止の取組、危機管理等について説明する。

- ③いじめ防止、法教育等の研修等を行い、教職員全員が人権感覚を養う。
- ④ホームページや学校だより等で、本校のいじめに対する取組を紹介する。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止のための取組

①授業改善に関する取組

- 発達段階や認知特性等の実態を正しくとらえ、個に応じた指導内容、指導方法を選択する。
- 適切な課題、分かりやすい状況、できる状況を設定することにより、達成感を得られるようにする。
- 生徒指導の3つの機能（自己存在感・自己有用感を与える、共感的人間関係を育成する、自己決定の場を与える）を生かした授業づくりに取り組む。
- 教職員自らが人権感覚を高め、人権尊重の精神に基づいて指導・支援にあたる。

②児童生徒の友人関係・集団づくり、社会性育成などを目的した取組

- 本校では、障害の重度化・多様化に対応するために、1学級を2～4人で編制することが多い。まず、この少人数の学級集団の中で落ち着いて学習したり、自分の役割を果たしたりできるよう支援する。そして、教科や行事の特性も考慮して、学級、学部、学校全体と徐々に大きな集団に慣れたり、課題別に編制されたグループの中でも活動できたりするように支援する。
- 菱小学校や梅田南小学校、桐生工業高校との交流及び共同学習、居住地校交流、更生婦人会等、地域の方との交流を充実させる。

③いじめに関する学習への取組

特設した学習の時間を設けることは難しいが、「日常生活の指導」の時間において個に応じた人との適切な関わり方をイラスト等を用いて指導する。また、日頃から「いやなこと」や「不安なこと」を大人に伝えられるように指導する。

(2) いじめの早期発見のための取組

①毎日の双方向の連絡帳から、児童生徒の実態を把握する。

- 担任が毎日、学習の様子・友達関係・健康状態（食事や排泄等）、情緒の安定等を、個別に記載し家庭に報告する。
- 保護者より家庭での生活の様子について記載してもらう。

②毎月、いじめ防止の点検を行う。

- 担任によるいじめの実態把握調査等を行う（気になる児童生徒間の関わり方については「いじめ事案データベース」に記入する）。聞き取りが可能な児童生徒からは直接話を聞く。

③外部関連機関等から情報を収集する。

- 放課後等デイサービス等の職員から、施設内での過ごし方や他者との関わり方等の状況について、随時情報交換を行う。
- 日常生活の中で児童生徒の観察に努め、児童生徒の変化に気づき、情報を確実に共有する。
- 教職員は普段からカウンセリングマインドで児童生徒と接し、相談しやすい雰囲気

づくりに努める。

※（１）（２）について「いじめ防止委員会」や各学部会、家庭、放課後等デイサービスが有機的に関わり、児童生徒の実態把握や情報共有に努める。

（３）いじめの早期解消のための取組

- ①いじめを発見した教職員は「いじめ防止委員会」に速やかに報告する。
- ②「いじめ防止委員会」を招集し、対策を協議し、全教職員に報告し、共通理解を図り指導支援に当たる。
- ③事案によっては、福祉機関・医療機関等も含めたケース会議を開催し、広い視点から問題解決について協議し、対策を講じる。
- ④いじめを受けた児童生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒の指導・助言を行う。
- ⑤いじめ事案に対応する際には、一方的、一面的な解釈で対応しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡し、教育的配慮のもとでのケアや指導を行う。
- ⑥事実関係により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に関係機関等へ提供する。

（４）重大事態発生時の対応

- ①いじめにより児童生徒の生命、心身または財産等に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある等の重大事態が発生した場合は、速やかに県教育委員会に報告する。
- ②事態が発生した場合、「いじめ防止委員会」を中心に第三者を交えた調査委員会を招集し、速やかに調査を行う。

4 関係機関との連携

- （１）いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、所轄警察署や児童相談所、地域団体等と相談をして対処する。
- （２）いじめにより児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあると認められる場合は、直ちに所轄警察署や児童相談所等に通報し、支援を求めるとともに、速やかに県教育委員会に報告する。

5 保護者との連携

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言等を行う。
また、当該いじめ事案に関する情報は、継続かつ適切に保護者に提供する。

6 評価の実施

いじめの防止のための対策については、取組内容を定期的に点検し改善に努める。
第三者、専門家等の意見を聞きながら、客観的にいじめ防止等のための取組に対する評価を行い、随時改善に努める。